

令和5年度 介護者のつどい

大丈夫、ひとりじゃないよ

介護で奮闘中の皆さん、がんばりすぎていませんか？「もう、限界！」と抱え込まないで、“介護者のつどい”へお越しください。自分の想いを共感してくれる人と交流を深めてはいかがでしょうか。介護を始めたばかりの方、介護の経験を伝えたい方、どなたでもお気軽にご参加ください。申し込みは不要です。

場 所	年間予定日程		時 間
甚目寺公民館 (1階 談話室)	毎 月 第4水曜日	5月24日、6月28日、7月26日、8月23日、 9月27日、10月25日、11月22日、 12月27日、1月24日、2月28日、3月27日	午後1時30分から 3時まで
美和総合福祉センター すみれの里 (3階 福祉ルーム)	偶数月 第1月曜日	6月5日、8月7日、10月2日、12月4日、 2月5日	午後1時30分から 3時まで
七宝老人福祉センター (1階 相談室)	奇数月 第1月曜日	5月1日、7月3日、9月4日、11月6日、 1月15日※、3月4日	午前9時30分から 11時まで

※の月曜日は日程を変更しています。

感染症拡大等の状況により、開催時間の短縮や急遽開催を中止する場合があります。詳細は問合先までご連絡ください。

問合先 高齢福祉課 地域包括支援センター ☎444・3159 FAX443・3555

市政ニュース

登録説明会日時

①5月19日(金) ②5月22日(月)

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

子育て応援！
ファミリー・サポート・センター
依頼会員を募集します！

子育て



手話通訳者を 配置しています

火曜日 午前9時～正午
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉shogai@city.ama.lg.jp



午前10時～午前11時30分

場所 ①七宝公民館 ②美和公民館

対象 生後4か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り。(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)託児をご希望の方は開催日8日前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前・よみがな・生年月日)」を記入して送信してください。

問合先 あまっ子はるっ子ふあみさぽセンター事務局(七宝公民館

1階)日・月・祝休み

☎462・0150

FAX 462・0160

✉ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp



令和5年度 夏休みの児童クラブ 利用申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等により昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童

※利用児童が定員を超えた児童クラブは利用をお断りすることもあり、ますのでご了承ください。

また、学校区外のクラブも利用することができ、詳しくはお問い合わせください。

受付期間 5月22日(月)～6月3日(土)

受付方法・場所
※電子申請での受付も開始しました。受付開始日より、こちらのURLから申し込みができます。

<https://www.shinsei-e-aiichi.jp/city-ama-aiichi-u/>



※紙媒体での申込は各児童館(日・祝閉館)へ直接提出してください。

利用申込に関する書類は、各児童館・子ども福祉課で配布しています。

受付時間 午前9時～午後5時

利用期間 7月21日(金)～8月31日(木)

※日曜日・祝日は閉所

利用時間 午前8時～午後6時30分

※早朝延長利用時間(1日100円)

・午前7時30分～8時

・午後6時30分～7時

負担金

・夏休み期間中利用の方 10,000円

・8月のみ利用の方 8,000円
一世帯で2人以上同時利用の場合は、2人目以降の利用料金を半額免除します。

問合先

七宝地区

七宝児童館

☎ FAX 442・2550

美和地区

美和児童館

☎ FAX 443・5454

甚目寺地区

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校)

☎ 442・8036

FAX 443・5461

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校)

☎ 445・1367

FAX 445・0346

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎ 443・1753

FAX 443・9992

甚目寺西児童館(甚目寺西小学校・甚目寺小学校)

☎ 442・0083

FAX 442・3068

子ども福祉課

☎ 444・3173

FAX 443・3555

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)募集

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給(通勤手当は距離に応じて支給)

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

後日依頼のときに健康診断書

保育園会計年度任用職員(准看護師)募集

師または看護師)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給(通勤手当は距離に応じて支給)

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

応募資格 准看護師または看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

後日依頼のときに健康診断書

保育園会計年度任用職員(配膳員)募集

募集

業務内容 給食配膳業務

賃金 市の規定に基づき支給(通勤手当は距離に応じて支給)

勤務地 市立保育園(甚目寺地区)

勤務時間 午前8時30分～午後3時

30分(うち6時間勤務、休憩1時間有)、週3～5日以内

応募資格 高卒

提出書類 履歴書(写真貼付)

後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課(5月2日(火)までは甚目寺庁舎、5月8日(月)以降は新庁舎)

庁舎)

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎ 444・3173

(5月2日(火)まではこちらの電話番号にご連絡ください)

※新庁舎移転に伴い5月8日(月)以降は電話番号が左記の番号へ変更となります。

☎ 485・5988

FAX 443・2571

税



上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択について

上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等の住民税課税方法について、申告不要制度、申告分離課税、総合課税(配当所得等のみ)を選択することができます。

所得税と異なる課税方法を選択する場合、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書を税務課まで提出してください。

ただし、令和5年度(令和4年分)の確定申告書の第二表「住民税・事業税に関する事項」の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」に印を入れた方は申告不要制度を選択となり、別途市民税・県民税申告書の提出は不要です。

問合せ 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)について

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が開始

されております。これによって、車検を受けるときに必要であった車検用の納税証明書の提示が原則不要となります。

※ただし、2輪のバイクや納付直後、使用の本拠地を異動させたばかりなど、これまでどおり車検用の納税証明書の提示が必要になる場合がありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

問合せ 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

自動車税(種別割)の納付をお忘れなく

5月31日(水)は、自動車税(種別割)の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、5月1日(月)に県税事務所から納税通知書を発送しますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、一部のスマートフォン決済アプリでも納付し

ていただけます。

なお、名義変更や廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

Web <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

i.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html

問合せ

西尾張県税事務所

☎0586・453170



障がいのある方等に対する軽自動車税(種別割)の減免手続きについて

市では身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けている方が所有する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

申請手続

減免を希望される方は、納税通知書が届きましたら、納期限までに納税通知書、車検証、運転免許証、身体障害者手帳など必要書類を添えて、

税務課まで申請してください。

※先に納税をしてしまうと、減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

※障がいの程度、自動車の所有者、運転者等の要件により、減免の可否が異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

問合せ 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

寄附

寄附のお礼

山田 鉦治様

七宝小学校のために
現金1万円

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 財政課

☎444・1714

FAX 444・0982

教育



早期教育相談

県教育委員会では、子育てで気になることがある方、お子さんに障がいがあると思われる方、お子さんの就学について相談したい方などに、早期教育相談を実施します。
相談は予約制で無料です。

日時 7月28日(金)

午前10時～午後4時

場所 甚目寺公民館

対象 乳幼児期(0歳以上)から令和6年度に新1年生になる(6歳)までのお子さんとその保護者

申込 6月9日(金)までに学校教育課で申込みください。

問合せ 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

特別支援学校体験入学

県教育委員会では、令和6年度に小・中・高等学校入学予定で、障がいを有する可能性があると思われるお子さんとその保護者を対象に、特別支援学校の様子を知っていただくため、次の学校で体験入学を行います。

佐織特別支援学校(☎0567・37・2061／愛西市西川端町)

対象 知的発達に遅れのあるお子さん

期日 小学部 見学会6月9日(金)

(新就学児の保護者対象)
小学部 体験入学9月21日(木)
予備日9月28日(木)

中学部 見学会6月8日(木)

(小学6年生の児童、保護者対象)
高等部 説明会6月1日(木)

(中学校3年生対象)
高等部 見学会11月17日(金)

(中学校2年生対象)

一宮特別支援学校(☎0586・51・2221／一宮市杉山)

対象 手足の不自由なお子さん

期日

幼稚部 小学部

学校見学・説明会6月6日(火)

幼稚部 体験入学10月3日(火)

小学部 体験入学10月13日(金)

(新就学児及び新年中・年長児対象)

中学部 教育相談随時実施

高等部 説明会7月12日(水)

(中学3年生及び保護者対象)

大府特別支援学校(☎0562・48・5311／大府市森岡町)

対象 病気で療養しているお子さん

期日 7月12日(水)、10月24日(火)

名古屋盲学校(☎711・0009／名古屋千種区)

対象 目の不自由なお子さん

期日 教育相談・体験入学随時実施

オープンスクール8月22日(火)

一宮聾学校(☎0586・45・6000／一宮市大和町)

対象 耳の不自由なお子さん

期日 幼稚部 説明会6月13日(火)

小学部 説明会6月6日(火)

中学部 説明会6月7日(水)

高等部 説明会6月8日(木)

申し込み・問合せ先 直接電話で体験入学希望の学校へ連絡

その他 各特別支援学校では、体験入学以外の日にも随時相談に応じています。直接、各学校へお問い合わせください。

保険・年金



国民健康保険に関する届出について

次のような場合は、国民健康保険に関する届出が必要です。14日以内に手続きをしてください。

△加入する場合▽

- ・他の市町村から転入したとき
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- △やめる場合▽

- ・他の市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき

△その他▽

- ・住所や氏名が変わったとき
- ・世帯主が変わったとき
- ・保険証を失くしたり破損したとき

届出の理由により、必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて最大4泊まで利用できます)

場所	協定保養所名	電話番号
豊田市	豊田市百年草	☎0565・62・0100
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎0562・82・0211
長野県(王滝村)	おんたけ休暇村セントラル・ロッジ	☎0264・48・2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533・68・4696
江南市	すいとぴあ江南	☎0587・53・5555(予約専用)

ご利用方法

ご予約時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証及び希望者に渡される利用カードを提示し、利用カードに押印を受けてください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。(保険証は必ずお持ちください。なお、マイナンバーカードは使用できません)

※各保養所の開館状況の確認や宿泊予約につきましては、直接各保養所にご連絡ください。

問合先 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎955・1205 FAX955・1298

福祉

手当支給日のご案内

5月は特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。5月10日(水)に振り込み予定です。のでご確認ください。

問合先 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

民生委員・児童委員のご紹介

前任者の退任に伴い、令和5年4月1日付けで次の方々が新しく民生委員・児童委員に委嘱されました。

嶋貫百合子 氏(七宝町遠島区の一部)

石原由美子 氏(木田区の一部)

寺部 美子 氏(篠田区の一部)

各行政区内の担当地域及び連絡先については、市公式ウェブサイトに掲載しています。

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき委嘱される、地域福祉を担うボランティアです。地域における見守り活動のほか、生活上のお困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、行政や地域の専門機関への「つなぎ役」を担います。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 444・1074

赤十字運動月間について

日本赤十字社では、毎年5月を赤十字運動月間と位置付け、事業活動を支える会員・活動資金の募集を強化しています。

赤十字の事業は、地震や豪雨などの自然災害や事故故に見舞われた被災地での災害救護活動の実施、救急法をはじめとする講習会の開催など、人道的な使命に基づいた幅広いものです。こうした事業は、個人、区や町内会、法人の皆さまから寄せられる活動資金により支えられています。

令和5年度もあま市地区として活動資金を募り、こうした活動に協力してまいりますので、ご支援を賜りますようお願いいたします。

問合先 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課内)

☎444・3135

FAX 444・1074

軽度・中等度の難聴高齢者の方へ補聴器の購入費を助成します

市では、軽度・中等度の難聴高齢者に対し、生活支援及び社会参加の促

進を図るため、補聴器の購入にかかる費用の一部を助成します。

対象者(次の要件を全て満たす方)

①市内に住所を有する65歳以上の方

②聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない方

③補聴器の装用により日常生活の改善等の効果が期待できると医師により判断された方

④市町村民税が非課税である世帯に属する方

⑤補聴器の購入に係る他の助成を受けたことがない方

助成額

補聴器の購入費の2分の1に相当する額(上限3万円)を1人につき1回に限り助成します。

申請手続きや必要書類など、詳細についてはお問い合わせください。

なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

問合せ 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

障がい手当のご案内

特別児童扶養手当

《支給対象者》次のいずれかに該当す

る20歳未満の障がい児を監護、養育されている方

①IQ35以下または身体障害者手帳1、2級程度の方

月額 53,700円

②IQ50以下程度、または身体障害者手帳3級程度の方

月額 35,760円

※認定は診断書の内容で判定されます。(手帳の写しによる申請が可能の場合もあります)

※障がい名で手当に該当する場合があります。ご相談ください。

障害児福祉手当

《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児

①身体障害者手帳1級程度の方

②IQ20以下の方

③右記と同程度の障がい、または病状で、常時介護が必要な方

※認定は診断書の内容で判定されます。(手帳の内容によっては、省略できる場合もあります)

【国制度】月額 15,220円

【県制度】次の方は、県から加算がつきます。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(IQのみで)

月額 6,900円

・身体障害者手帳1、2級、または療

育手帳A判定の方(IQのみで)

育手帳A判定の方(IQのみで) 月額 1,150円

特別障害者手当

《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳以上で重度の障がい者

①身体障害者手帳1、2級程度の障がい重複して有する方

②身体障害者手帳1、2級程度、またはIQ20以下もしくは、これと同程度の障がい、または病状を有する方で日常生活においてほぼ全面的に介護が必要な方

※その他該当要件があります。

※認定は診断書の内容で判定されます。(手帳の内容によっては、省略できる場合もあります)

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

【国制度】月額 27,980円

【県制度】次の方は、県から加算がつきます。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(IQのみで)

月額 6,850円

・身体障害者手帳1、2級、または療

育手帳A判定の方(IQのみで)

月額 1,050円

・身体障害者手帳1、2級、または療

育手帳A判定の方(IQのみで)

月額 1,050円

・身体障害者手帳1、2級、または療

育手帳A判定の方(IQのみで)

愛知県在宅重度障害者手当

《支給対象者》次のいずれかに該当す

る障がい者

1種：身体障害者手帳1、2級かつIQ35以下の方

月額 15,500円

2種：身体障害者手帳1、2級、またはIQ35以下・身体障害者手帳3級かつIQ50以下の方

月額 6,750円

※65歳以上で初めて手帳取得した方を除きます。

あまし心身障害者扶助料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方にはその等級に応じて手当が支給されます。ただし、施設入所者(介護入院を含む)は除きます。

各手当について

※所得制限がある手当もあります。

※支給対象者であっても手当によって支給に制限があります。(施設入所、継続して3か月を超える入院など)

※制限理由がなくなった場合は、再度申請していただければ受給できます。

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

令和5年5月号

24

広報 あま

環境・衛生



5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)

- 「ごみ減量・リサイクル推進週間」
- 「ごみ散乱防止強調週間」
- 「全国「ごみ不法投棄監視ウィーク」

「ごみの減量化・リサイクルをしましよう」

ごみを少しでも減らすには、ごみ減量のポイントである「4R」を実行することが大切です。

- ① Refuse (リフューズ)
不要なものを買わない、断ることです。買い物のときに本当に必要なものか考えてみましょう。
- ② Reduce (リデュース)
ごみを減らすことです。洗剤やシャンプーなどは詰め替えのできる商品を選びましょう。
- ③ Reuse (リユース)
まだ使えるものを繰り返し使うことです。何度も使える容器を使ったり、他の人にゆずったりして使ってもらいましょう。
- ④ Recycle (リサイクル)
資源としてまた利用することです。ビン類やペットボトル類など、資源になるものは分別ルールを守つて排出しましょう。

て排出しましょう。

「ごみのないきれいなまちにしましよう」

「ごみをポイ捨てされることは、誰にとっても気持ちのよいものではないはずです。一人ひとりが次のことを心がけ、みんなできれいなまちづくりをしましょう。」

- ① 自分で出したごみは持ち帰り、公共の場所や私有地に捨てないようになしましょう。
- ② ポイ捨て防止のために、所有する空き地などは草刈りや見回りなどをして適切に管理しましょう。
- ③ たばこは、灰皿のあるところで吸うか携帯灰皿を使って吸いましょう。

不法投棄は犯罪です

「ごみを不法投棄すると、法律では「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。「ポイ捨て」も不法投棄です。不法投棄は絶対に行わないようにしましょう。

問合先 環境衛生課

☎ 444-3132

FAX 443-3555

5月10日から16日は愛鳥週間

愛鳥週間は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために定められたものです。この機会に鳥との適切な付き合い方を学びましょう。

野鳥は「鳥獣保護管理法」で国や都道府県などの許可を得ることなく捕まえてはいけないことになっていきます。例えば、近くに飛んで来たスズメを捕まえて飼うだけで法律違反となりますのでご注意ください。

野鳥は法律で保護されています

野鳥はあくまで野生動物なので、少し距離をおいて彼らの姿を見守ってあげることが大切です。

問合先 環境衛生課

☎ 444-3132

FAX 443-3555

犬や猫の飼い方について

散歩のときは必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動ですが、しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園等では、そのままだの状態になっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

鳴き声に注意を

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情

も多く寄せられています。飼い主には気にならなくても、不快に感じる人もいます。周囲の住宅環境を考え、近隣の迷惑にならないように、ふだんから正しいしつけをしておきましょう。

猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。平面の運動が少なくても、上下運動のできる遊び場があればストレス解消になります。また、室内飼いによつて、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合先 環境衛生課

☎ 444-3132

FAX 443-3555

防犯

春の安全なまちづくり県民運動

5月21日(日)～30日(火)

運動の趣旨

この運動は、県民一人ひとりが防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

運動の重点

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止
- 子どもと女性の犯罪被害防止

問合先 危機管理課
☎444・0862
FAX 441・8330

空き巣にご注意を！

令和4年のあま市内での侵入盗の認知件数は61件で、犯罪率（人口1000人当たりの認知件数）は0.71%でした。これは、愛知県内の平均0.34を上回る状況です。

【ドロボウに狙われないための防犯対策】

- 夜間、門灯や玄関灯で自宅周囲を明るくしましょう
- 就寝時やちよつとした外出時でも必ず玄関・窓を施錠するよう心がけましょう
- 補助錠を活用し、二重ロックを徹

底しましょう

● 防犯啓発プレートを自宅の道路から見える位置に掲げるのも有効です。プレートは危機管理課にて配布しております。

問合先 危機管理課

☎444・0862
FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況（暫定値）

手口	令和5年2月中認知件数	前月比
侵入盗（空き巣など）	5件	±0件
乗物盗（自動車盗など）	3件	-3件
非侵入盗（車上ねらいなど）	13件	-6件
計	21件	-9件

問合先 危機管理課
☎444・0862 FAX441・8330

交通安全

令和5年中交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	16人
津島警察署管内	1人
あま市	0人

令和5年2月末現在
問合先 土木課
☎441・7113 FAX441・8387

春の全国交通安全運動

5月11日（木）～20日（土）

「県内一斉大監視」5月16日（火）

午前7時から午前9時までの間

スローガン

● ストップ・ザ 交通事故 ～ 高めようモラル 守ろうルール ～

サブスローガン

● 実践しよう 交通安全スリールS運動

運動重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 歩行者・自転車の交通事故防止
- 交通ルールと運転モラルの厳守
- 悪質・危険な運転の根絶
- 後部座席を含むシートベルト全席着用の徹底

広報重点

★ ドライバー 画面見ないで 前を見て

★ 手を上げよう あなたを守る 意思表示

★ 手にスマホ 耳にイヤホン 事故のもと

問合先 土木課

☎441・7113
FAX 441・8387

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.82

名称 美和水防倉庫の周辺

場所 木田大花寺

歩いてこの交差点に差しかけたとき、一旦停止を怠った自転車とぶつかりそうになった。以前にバイクと自動車衝突したことがあったので、この交差点は危ないと思っていた。自動車は一旦停止せず、そのままスピードを緩めず通り抜ける。昼間、学生の自転車は道路幅いっぱい広がって走る。道路は美和水防倉庫を取り囲み、ロータリー交差点のような形になっている。物陰からの飛び出しに注意し、より一層慎重な一旦停止が必要な場所だ。（市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット：あ！マップから抜粋）



（危険と感じる場所や体験等の情報を募集しています）

問合先 土木課

☎441・7113
FAX 441・8387

防災

あま市防災情報メール登録のご案内

市では、災害時における避難所の開設、避難指示等の情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」により配信しています。

より確実に情報を伝えることができますので、まだ登録をされていない方はぜひ、ご登録いただきますようお願いいたします。



登録先メールアドレス及び登録方法

✉ housai.amacity@raidenc.kaiwork.jp

①携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信してください。件名・本文は必要ありませんので、宛先のみ入力してください。

②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※空メールが送信できない場合は本文に何か1文字入れてください。

※受信設定をしている方はドメイン指定を解除してください。

※登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問合せ 危機管理課

☎ 444・0862

FAX 441・8330

家具転倒防止器具の取付支援

市では家具転倒防止器具の取付支援を行っています。

対象(同一年度に1回まで)

- ①高齢者(65歳以上)の属する世帯
- ②身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③中学生以下の子どもの属する世帯

受付期間

令和6年2月29日(木)までに所定の

申請書に必要事項を記入し、危機管理課へお申し込みください。(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

ただし、定数70件に達した場合は受付を終了します。

事業の内容等

- ①家具転倒防止器具(金具)を用いて柱、壁等に固定する。
- ②家具固定は、1世帯につき家具3本までとする。
- ③対象は木製家具、冷蔵庫とする。ピアノ、仏壇等は不可。

問合せ 危機管理課

☎ 444・0862

FAX 441・8330

災害時の避難所開設情報等を無料で固定電話にお知らせします

市では、気象情報や災害時の避難所開設情報などの防災情報を、携帯電話やスマートフォンなどに配信する「あま市防災情報メール」を導入しています。携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方やメールを見ることができない視覚障がいをお持ちの方を対象に、防災情報を固定電話にお知らせするシステムを導入しています。

お知らせする情報は、避難指示などの避難情報や避難所の開設情報を予定しております。

登録の方法は、市公式ウェブサイトに登録用紙が掲載されていますので、氏名・登録される固定電話番号・住所を記入していただき、危機管理に直接提出していただくか、危機管理課宛にFAXを送信または郵送していただくことにより登録可能です。(土・日曜・祝日と年末年始を除く)その後登録した方に、登録完了と通話試験について明記した文書を送付させていただきます。通話試験をさせていただきます。登録完了となります。

問合せ 危機管理課

☎ 444・0862

FAX 441・8330

令和5年度 木曽三川連合総合水防演習 海部地方総合防災訓練 合同開催

大規模な水害に備え、水防工法の実演や防災機関による情報共有訓練・被災者救助訓練などの水防演習・防災訓練を実施します。会場では水防について学べるコーナーなどを設置します。

- 日時 … 令和5年5月21日(日) 9:30~11:30 ※小雨決行
- 場所 … 東海広場西エリア(愛知県愛西市立田町地先・木曽川右岸河川敷)
- 主催 … 国土交通省中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県、愛西市、津島市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、津津市、桑名市、木曽岬町、海部地区水防事務組合
- お問合せ 国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所
TEL 0594-24-5715 <https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/>
演習状況をYouTubeでライブ配信します。詳しくはHPを参照ください。

訓練当日(令和5年5月21日(日)) 10:30頃
緊急速報メールを配信します

【対象地域】愛西市、津島市、弥富市、稲沢市、蟹江町、飛島村
携帯電話やスマートフォンが一斉に鳴ります。詳しくはHPをご覧ください。



どなたでも
見学できます

※写真はイメージです。

その他



海部地域消費生活センター（消費生活相談窓口）のご案内

海部地域消費生活センターでは、消費者と事業者の間の商品やサービスの契約・解約のトラブルなどについて、専門の相談員が、問題解決のための助言・情報提供、あつせんを行います。相談料不要、秘密厳守です。「困ったな」「おかしいな」と思ったときは、お早めに「相談ください」。

来所による面談相談も受け付けています。また、センターへの来所が困難な方や、相談に必要な資料のやり取りが難しい方は、出張相談を利用できる場合があります。（要予約制）まずはお電話で「相談ください」。

どんな相談ができますか？（一例）

- ① 商品やサービスの契約・解約のトラブルなど消費生活に関する相談
- ・ スマートフォンに身に覚えのない請求メールが届いた
- ・ 訪問販売で断り切れず買った商品をクーリング・オフしたい
- ・ 1 回限りの注文だと思ったら定期購入だった など

② 多重債務のご相談

- ・ 消費者金融からお金を借りたが返済できない など

その他（注意事項）

- ・ 事業者から受け取った書類（見積書や契約書、パンフレットなど）をあらかじめ用意してご相談いただくスムーズに進みます。
- ・ 相談内容によっては他の相談機関を紹介させていただく場合があります。
- ・ 相談料は無料ですが、電話通話料や書類確認のためのファクス通信料等はご負担ください。電話のかけ直しには応じられません。
- ・ 相談中に大声を出されたり、暴言を吐かれたりした場合は、相談を打ち切ることがあります。

予約・問合先

海部地域消費生活センター（月～金曜日 午前9時から午後4時30分まで、土・日曜・祝日・年末年始を除く）

☎0567・23・0150

商工観光課

☎441・7118

FAX 441・8387



Web

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/safety/1002290/1003836.html>

労働相談及び巡回労働相談のご案内

愛知県では、職場での悩みごと、困りごと、労働に関するトラブル等の相談に応じています。電話でも受け付けています。相談は無料、秘密厳守です。

市においては、月1回の巡回労働相談を実施しております。

労働相談

日時 月～金曜日

午前9時～午後5時30分

（土・日曜・祝日・年末年始を除く）

場所 海部県民センター産業労働課

（津島市西柳原町1-14 愛知県海部総合庁舎1階）

労働相談専用ダイヤル

☎0567・24・6104

巡回労働相談

日時 毎月第2木曜日（予約制）

午後1時～4時

場所 市役所 1階相談室101

※相談日の前日（開庁日）の正午までに商工観光課に予約が必要となります。

問合先 商工観光課

☎441・7118

FAX 441・8387

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/1002574/1008034.html>

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/1002574/1008034.html>

